

# 平成 29 年度 総合学習支援 国際交流員派遣事業要綱

札幌市総務局国際部  
札幌市市民文化局文化部  
公益財団法人札幌国際プラザ

## 1 目的

国際交流員の設置及び取扱いに関する要綱第 4 条に定める職務のうち、小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校での総合的な学習の時間等における国際理解教育を支援するため、学校からの要請に応じ、札幌市の国際交流員を派遣する業務に係る基準を定めるもの。

## 2 派遣要領

対 象 校	札幌市内の小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
対象となる授業内容	総合的な学習の時間における異文化理解の授業 ※1 外国語の学習のみを内容とする場合は派遣対象となりません。 ※2 内容によっては、お断りまたは変更をお願いすることがあります。 ※3 料理実習、学校での食事等については、当日の運営・準備及び打合せによる過度の負担、あるいは国際交流員の食事の制限等がありますので、原則として対象としません。
派遣する国際交流員	国際交流員 6 名（アメリカ・ドイツ・中国・ロシア・韓国・フランス） ※1 回につき 3 名までの派遣とします。
実施日	月～金（土日、祝祭日及び年末年始を除く） ※ 交流員の業務等の都合により派遣できない場合があります。
実施時間帯	9 時 30 分～16 時 30 分 <sup>1</sup> ※1 回 2 校時（コマ）を上限とします。
派遣回数	原則として 1 校につき年間 3 回まで
受付期間	実施日の 3 か月前～1 か月前まで
申込手順	① 申込書に必要事項をご記入の上、管理職に承認を得てメールまたは FAX でご照会ください。【E-MAIL】 cir-haken@plaza-sapporo.or.jp ② 派遣日時などを調整後、申請書（原本・授業案添付）をご提出いただきます。 ③ 2 週間前までに、国際プラザにて事前打合せを行います。 ④ 派遣終了後、1 週間以内に報告書をご提出ください。（別添様式）
交通費	交通費（往復）は学校で実費をご負担いただきます。 ※交通費以外の謝礼等は不要です。

## 3 派遣に係る留意事項

- (1) 申込書は、下記 URL よりダウンロードし、ご利用ください。  
[http://www.plaza-sapporo.or.jp/citizen\\_j/study/](http://www.plaza-sapporo.or.jp/citizen_j/study/)
- (2) 授業内で児童生徒からの質問等を予定している場合は、事前に内容をお知らせください。
- (3) 事前打ち合わせの際には、交流員に対して授業のテーマを示し、授業の中で交流員が果たす役割を具体的にご説明ください。
- (4) 地下鉄、JR 以外の交通機関による移動を要する場合には、最寄り駅までの送迎をお願いします。
- (5) 終了時間は厳守してください。
- (6) 国際交流員のプロフィール等は下記 URL をご参照ください。  
[http://www.plaza-sapporo.or.jp/citizen\\_j/cir/](http://www.plaza-sapporo.or.jp/citizen_j/cir/)

## 4 問合せ・申込先

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目札幌 MN ビル 3 階  
（公財）札幌国際プラザ 多文化交流部 推進課 TEL：011-211-2105 FAX：011-232-3833  
E-MAIL：cir-haken@plaza-sapporo.or.jp

<sup>1</sup> 定時制高校夜間部はご相談下さい。